

## 一般競争入札公告

沖縄県が発注する業務用自動車の賃貸借契約について一般競争入札（以下「入札」という。）にするので、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

沖縄県知事 玉城 康裕

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 業務用自動車の賃貸借契約
- (2) 契約内容 業務用自動車の賃貸借（1台）を行う。その詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和2年6月1日～令和5年5月31日（36ヶ月）
- (4) 納入先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁本庁舎

### 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
沖縄県教育庁義務教育課幼児教育班  
〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
電話番号 098-866-2741  
FAX番号 098-866-2750
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法  
ア 交付期間  
令和2年4月17日（金）から令和2年5月8日（金）まで（土・日・祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（12:00～13:00を除く）。  
イ 交付方法  
沖縄県公式ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/index.html>）に掲載

### 3 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本社または支社、支店、営業所等を有すること。
- (2) 自動車の賃貸借に関し、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を有していること。

### 4 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に

該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）
- (4) 次に該当する者。
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
  - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
  - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる者
- (5) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がある者。

## 5 入札参加資格の申請方法等

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。なお、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内のみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

### (1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 法人にあっては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- エ 財務諸表（直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含むこと。））
- オ 過去2年以内において、官公庁との同等規模の車両賃貸借契約実績を証する書類（契約書写しを含むこと。）（第2号様式）
- カ 県税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）

### (2) 申請書の受付期間

- ア 持参する場合は、令和2年4月17日（金）から令和2年5月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで。
- イ 郵送による場合は、令和元年5月8日（金）午後5時までに必着すること。

### (3) 申請書の提出場所

沖縄県教育庁義務教育課幼児教育班  
〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁本庁舎13階

## 5 入札参加資格審査の結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和2年5月13日（水）までに通知する。

#### 6 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

#### 7 入札参加資格申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称（営業所の名称を含む）
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金
- (6) 電話・FAX番号

#### 8 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が4に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

#### 9 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和2年5月15日（金）午前10時30分
- (2) 入札場所：沖縄県庁本庁舎13階第1会議室

#### 10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 12 入札に関する質問

疑義がある場合は、質問票に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項が無ければ提出不要とする。

### (1) 疑義照会

ア 期限：令和元年4月24日（金）午後5時

イ 方法：質問票（様式第2号）を上記2(1)の担当部署に持参又はFAXで提出すること。

### (2) (1)に対する回答

ア 日時：令和2年5月1日（金）午後3時

イ 方法：沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

## 13 入札の条件

当該入札に係る契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、契約期間内において沖縄県の歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、沖縄県は当該契約を変更し、又は解除することができる。

## 14 その他

当該公告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。